

東海旅客鉄道株式会社 ICカード乗車券運送約款の一部改正

(EXサービス運送約款の一部改正等に伴う改正)

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>旅客及び荷物営業規程(平成2年10月1日社達第44号)第6条第14号の規定に基づき、ICカード乗車券運送約款を次のように定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款(平成20年3月社通達第73号)第2条第1項第12号に定めるEX-ICカード等として使用する場合(以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。)については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p> <p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(5)「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第8号に規定するものをいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1)北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASSPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以</p>	<p>(前略)</p> <p>旅客及び荷物営業規程(平成2年10月1日社達第44号)第6条第1項第14号の規定に基づき、ICカード乗車券運送約款を次のように定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 ICカード乗車券による当社線に係る旅客の運送及びTOICA乗車券等についてのサービス内容ご利用条件は、この約款の定めるところによります。ただし、ICカード乗車券をEXサービス運送約款(平成20年3月社通達第73号)第2条第1項第13号に定めるEX-ICカード等として使用する場合(以下「EX-ICカード等としての使用」といいます。)については、EXサービス運送約款の定めるところによります。</p> <p>(中略)</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この約款における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1)「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(5)「EX-ICカード」とは、EX約款第2条第1項第9号に規定するものをいいます。</p> <p>(中略)</p> <p>(TOICA乗車券以外のICカード乗車券による乗車等の取扱方)</p> <p>第46条 TOICA乗車券以外のICカード乗車券のうち、次の各号に掲げるものについては、当社線内において乗車等の取扱いを行います。</p> <p>(1)北海道旅客鉄道株式会社が発行したKitaca乗車券及びKitaca定期乗車券</p> <p>(中略)</p> <p>7 第3項の規定にかかわらず、第1項第2号に規定するPASMO PASSPORT及び第1項第3号に規定するWelcome Suica乗車券(以</p>

現行	改正
下「訪日外国人旅行者等向け I Cカード乗車券」といいます。) については、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項第 3 号及び第 23 条第 2 項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。 (以下略)	下「訪日外国人旅行者等向け I Cカード乗車券」といいます。) については、第 21 条第 1 項、第 22 条第 3 号及び第 23 条第 2 項の規定は準用せず、以下のとおり取り扱うこととします。 (以下略)

附則

この通達は、令和 4 年 6 月 25 日から施行する。